

令和8年度岡山県産木材加工流通促進検討調査業務に係る公募実施公告

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

令和8年5月29日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 募集の主旨

岡山県が発注を予定している令和8年度岡山県産木材加工流通促進検討調査業務については、近県の流通等を含めた県産材の加工流通の現況に精通、熟知するとともに、高度な専門的な知識を持って新たな木材加工流通施設導入に係る実現可能性を調査する必要がある。

このため、木材の需給状況や全国的な流通などに精通している株式会社農林中金総合研究所を相手方とする随意契約手続きを行うこととしている。

ついては、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思表明書等の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、参加意思表明者が無かった場合、又は参加資格要件等を満たしていなかった場合は、株式会社農林中金総合研究所と随意契約手続きを行う。

2 業務の目的

県産材の利用促進を目的とし、県産材の受入れ能力が限界となる県内加工流通体制の増強を想定し、新たな拠点となる木材加工流通施設導入に係る計画の妥当性、実現可能性の調査を行う。

3 業務の概要

業務内容

- (1) 県内外の木材供給、木材製品流通、木材需給の現状分析
- (2) 新たな木材加工流通施設の導入に係る計画の課題調査
 - ・原料供給に関する現状と見通し
 - ・加工流通施設の導入設備に関する内容の確認検討
 - ・製品需要に関する現状と見通し
 - ・採算性の検討
- (3) 木材加工流通施設の導入に係る計画の妥当性
- (4) その他

委託期間

契約締結日から令和8年8月28日まで

4 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること

- (1) 職員を常時5名以上雇用し、業務仕様書記載の業務を確実に行うことができること。なお、職員には技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の登録（森林土

- 木部門の登録に限る。)を受けた者を1名以上雇用していること。
- (2) 木材の広域的な流通に関する知識、技術、経験を有しており、木材加工流通施設の導入に係る評価を行うことができること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

5 手続等

(1) 担当課所

岡山県農林水産部林政課林業木材班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7452 (直通)

ファックス番号 086-221-6498

(2) 応募関係書類(募集要項、業務仕様書)の配布

ア 配布期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月8日(月)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 配布場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 配布方法 配布期間内に配布場所で直接受け取ること。(あわせて当該業務の説明を行う。)

(3) 参加意思表明書の受付

ア 受付期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月8日(月)の午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 提出場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便等による場合も、提出期限までに必着とする。)

6 審査等

- (1) 参加意思表明書が提出された場合は、岡山県農林水産部内に設置する審査会において審査する。
- (2) 審査は、提出書類及び応募者から内容確認した事項等により行い、必要に応じて、プロポーザル方式による手続きに移行し、企画の説明(プレゼンテーション)を求め、価格及び技術力等を総合的に評価する。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岡山県財務規則第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。

(3) その他

ア 詳細は業務仕様書による。

イ 参加意思表明書の提出を行う者は、当該事業の内容を熟知しておかなければならない。なお、提出後当該事業の仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ウ 委託先の決定申請等に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

エ 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

オ 審査の過程において、提出された書類の内容についての説明及び追加資料を求める場合がある。また、プレゼンテーションの実施を求めることがある。

カ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

キ 提出された書類の提出期限後の修正及び追加は認めない。

ク 提出された書類は、返却しない。

ケ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

コ 業務受託者決定後、内容について一部調整する場合がある。

サ 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。